

市民協働及び共創の推進に関する条例について

1 条例制定の目的

市では、平成26年5月に「市民協働の推進に関する基本方針」を策定し、平成26年10月の市政施行60周年記念式典において「市民協働都市」を宣言して以降、市民協働の拠点となる市民活動センタープラッツの開館をはじめ、幅広い市民活動のサポートに積極的に取り組んでまいりました。

また、令和4年度からは市民協働に関わる主管課名称を「協働推進課」から「協働共創推進課」に変更し、これまでの「協働」に加え、「共創の窓口」の開設や令和5年度からは「価値共創促進事業」などの新たな「共創」の取組にも着手しているところです。

本年は、市制施行70周年を迎えるとともに、「市民協働都市宣言」から10年の節目を迎える年でもあることから、これまでの市民協働の取組を更に発展させ、次の段階として、協働及び共創に係る姿勢を市内外に広く発信し、より多くの市民に自発的に市民協働に取り組んでいただくため、「市民協働及び共創の推進に関する条例（仮）」の制定を進めるものです。

2 条例の種別

市民協働を更に推進するに当たり、市内外へのPRに重きを置くため、基本理念や多様な主体の責務・役割等を中心に規定する「理念中心型条例」とします。

3 条例の方向性（案）

従来「市民協働の推進に関する基本方針」の内容を基本としつつ、推進会議における意見を反映し、新たに推進すべき「共創」の要素を加える必要があることから、「協働」及び「共創」の定義についてご審議をお願いいたします。

（参考資料：資料6－4「府中市市民協働及び共創の推進に関する条例（案）」の修正点等について「1 令和5年度第2回府中市市民協働推進会議における意見と対応案」No. 14）

【定義（案）】

協働：多様な主体が相互の立場や特性を認め、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、公益的な目的のために連携・協力すること

共創：多様な主体が協働することにより、これまでにない新しい公益的価値を創るとともに、参画する主体自身にも新たに価値が還元されること
（参考）資料6－2 共創イメージ参照

5 今後の予定

日程	内容	
4月26日	第1回市民協働推進会議	条例の方向性（案）等の審議
5月31日	第2回市民協働推進会議	具体条文案の審議
6月28日	第3回市民協働推進会議	答申内容の審議
7月3日まで	答申	
9～10月	パブリックコメント実施（30日以上）	
12月	第4回市議会定例会	条例案を提出
令和7年1月	条例制定・施行	